

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限延長等を求める意見書

新潟県における水俣病は、第2の水俣病として阿賀野川の環境を汚染したばかりではなく、人々の健康を損ない、地域社会の分断という深刻な問題を引き起こした。

そして、今もなお、いわれのない偏見や差別をおそれ被害の声をあげることのできない方がおられる。

水俣病の被害に遭われた方々は、高度経済成長期の豊かさの一方で発生した公害の犠牲となった方々であり、この方々を社会全体で支えていくことは極めて重要であると考えます。

先般、国は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）の「救済措置の方針」に基づき、申請受付の期限を7月31日とすることを決定した。

特措法は、「救済を受けるべき人々が、あたらしくすべて救済されること」を解決の原則としており、特措法受付の期限を設けて被害者救済の道を閉ざすことは将来に禍根を残すことになる。

よって国会並びに政府におかれては、新潟水俣病の解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 特措法の申請期限を延長し、恒久的な救済システムを確立すること。
2. すべての被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民検診に協力し、潜在患者の発掘に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

新潟県村上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣